

## 4 用語解説

### 4 - 1 生産系列

#### 経済活動別府内総生産

1年間に府内の各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）の総額を府内総生産といい、これを経済活動部門別に示したものである。経済活動部門は、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者に区分される。（経済活動部門分類と日本標準産業分類の対応は後頁参照）

##### 産業

農業、製造業、金融・保険業、不動産業など、利潤獲得を目的として財貨・サービスを生産する事業所から構成される。

民間企業の事業所が中核をなすが、政府関係機関であってもコスト構造などの面で産業と類似しているもの（公的企業）はこれに含まれる。また、家計が行う住宅所有についても産業に含まれる。

##### 政府サービス生産者

県民経済計算では、政府を単なる消費主体としてだけでなく、政府サービスを生産する主体としてとらえている。政府は、他の方法によっては効率的かつ経済的に供給されないような社会共通のサービスを、通常、無償で供給し、また、国家を管理し、経済政策、社会政策を行うものである。

（例）国公立学校、国公立病院、国・府・市町村の公務など

##### 対家計民間非営利サービス生産者

利潤の追求を目的とせず、他の方法では効率的に提供しえない社会的、地域的サービスを家計に提供する団体をいう。

（例）私立学校、私立社会福祉施設、宗教団体など

#### 固定資本減耗

建物や機械・設備にあてられる費用である。すなわち建物や機械・設備が生産の過程において減耗する部分を評価したもので、減価償却費と事故や災害による損耗（資本偶発損）からなる。

#### 間接税

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、その負担が最終購入者に転嫁されるものである。

（例）消費税、酒税、印紙税、固定資産税など

#### 補助金

産業振興あるいは製品の市場価格を抑えるなどの政策目的によって、政府から産業に対して

一方的に給付され、受給者側において収入として処理される経常的補助金である。公的企業の営業損失を補うための政府からの繰り入れも含む。

(例) 価格調整費、利子補給金など

## 輸入税

間接税の一種であり、輸入した事業所所在府県で計上される。なお、輸入税は各産業部門への格付けが難しいため、欄外で一括計上することになっている。

(例) 関税、輸入品商品税

## 帰属利子

金融業の生産額を定義するための特殊な帰属計算項目であり、金融業の受取利子及び受取配当と預金者への支払利子の差額をさす。利子は主として他産業の付加価値(営業余剰)から支払われるものであるから、それを再び金融業の生産としてとりあげることは二重計算になるが、この帰属計算をせずに、金融業の生産額を為替業務などの手数料のみとすると、営業余剰あるいは付加価値までも負となり、活動実態に合わないものになってしまう。そこで県民経済計算では、帰属利子はすべて産業が中間投入するものとして扱う。その場合、帰属利子を各産業部門に分割することが困難なため、「帰属利子」というダミー産業を設けて、この産業がすべての帰属利子を中間投入するものとして欄外で一括控除することになっている。

帰属利子 = 受取利子 + 受取配当 - 支払利子

## その他

設備投資及び在庫投資にかかる消費税の控除額である。

## 4 - 2 分配系列

### 府民所得の分配

生産活動によって生み出された付加価値が、その生産に参加した経済活動の主体である府民に、生産要素を提供した対価として、賃金(雇用者所得)、利潤(企業所得)、利子・配当(財産所得)などの形で、どのように分配されたかを示したものであり、その総額が府民所得である。

### 雇用者所得

民間法人企業、個人企業、一般政府(国の出先機関、府、市町村などの一般行政機関)、公的企業、対家計民間非営利団体に雇用されている者が、労働力提供の対価として、雇主から支払われる現金・現物(賃金・俸給)と雇用者福祉のための雇主の拠出金(社会保障雇主負担・その他の雇主負担)の合計であり、付加価値の雇用者への分配額である。具体的には次のような項目によって構成されている。

賃金・俸給

現金給与、現物給与(自社製品や消費物資の支給、廉価販売など)、役員給与手当(剰余金処分によるものは配当扱い)、議員歳費、給与住宅差額家賃(市中平均家賃 - 給与住宅家賃)など

社会保障雇主負担

医療保障、年金給付、労働災害補償、失業保障、児童手当（基金制度によるもの）などの雇  
主の負担金

その他の雇主の負担金

退職一時金、退職年金、生命保険、損害保険、社会保障上積給付、公務災害補償（基金によ  
らないもの）などの雇主の負担金

## 財産所得

財産所得とは、カネ、土地及び無形資産（著作権・特許権など）を貸借する場合、この貸借を原  
因として発生する所得の移転である。利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権・特許権の使  
用料などが該当する。ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械などの  
再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。

## 企業所得

営業余剰に受取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業  
所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

なお、営業余剰とは府内に居住する生産者の付加価値から、それに対応する機関内に発生した雇  
用者所得、固定資本減耗及び純間接税（間接税 - 補助金）の合計を差引いたものであり、企業会計  
という営業利益に相当する。

したがって、企業所得は営業利益に受取利息などの営業外収益を加え、支払利息などの営業外費  
用を除いたいわゆる経常利益に相当する概念といえる。

なお、公的企業とは、公的に所有あるいは運営されている中央・地方の各企業で、商法、その他  
の公法、特別立法、行政規則などにより法人格をもつ公的法人企業及び生産する財貨・サービスの  
ほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その活動の種類、すなわち生産技  
術や経営形式の特性から産業として分類される事業所を単位とする。

（例）日本銀行、住宅金融公庫、都市基盤整備公団など

## 可処分所得及び府民可処分所得

可処分所得とは、府民全体あるいは各制度部門の全ての経常収入（雇用者所得、営業余剰と財産  
所得等の経常移転の受取り）から、全ての経常移転の支払を控除したものであり、それぞれの制度  
部門の手元に残った実際に処分可能な所得を示している。各制度部門別の可処分所得は所得支出勘  
定において表章されており、また府全体の可処分所得、すなわち府民可処分所得はそれら制度部門  
の所得支出勘定を統合することによって求められ、統合勘定である府民可処分所得と処分勘定に表  
章される。

府民可処分所得は市場価格表示の府民所得に府外からの経常移転の純受取りを加えたものに等し  
い。すなわち、生産活動によって生み出された要素所得に府外からの移転分を加えたものであり、  
府民全体の処分可能な所得を表している。これを支払いの面からみると、民間及び政府の最終消費  
支出と貯蓄に処分される。

制度部門別の可処分所得についてみると、非金融法人企業及び金融機関では最終消費支出を行わ

ないため、可処分所得は全額貯蓄となる。他方、最終消費の主体である一般政府、対家計民間非営利団体、家計では、可処分所得は消費と貯蓄に処分される。なお、家計については、家計最終消費支出 ÷ 家計可処分所得 = 消費性向、家計貯蓄 ÷ 家計可処分所得 = 貯蓄性向（貯蓄率）という。

### 民間法人企業所得（配当受払前）

配当受払後の民間法人企業所得に他部門への支払配当額を加算し、他部門からの受取配当額を差し引いたものである。

## 4 - 3 支出系列

### 府民総支出

府民所得は、それぞれの経済活動部門が一定期間に財貨・サービスを購入する面で、すなわち、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。

府民総支出は、府内総生産に「府外からの要素所得（純）」を加えた府民総生産に対応するものである。項目は、民間最終消費支出、政府最終消費支出、府内総資本形成、財貨・サービスの移出入（純）（輸移出 - 輸移入）統計上の不突合からなり、これが府内総支出となる。さらに府民総支出を求めるために、府外からの要素所得（純）の項目が設けられている。

なお、府民総支出及び府内総支出については名目値のほか、物価変動の影響を除去した実質値も表示される。

### 民間最終消費支出

家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）及び対家計民間非営利団体が一定期間に行う財貨・サービスの取得に対する支出である。この場合の財貨・サービスの取得に対する支出は、現金支払を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、雇用者が現物給与として受取った食料や医療現物給付、自己所有住宅の家賃評価額（帰属家賃）医療費の社会保険分も含まれる。しかし、仕送り金、贈与金、労働組合費などは家計間あるいは対家計民間非営利団体への移転であり消費支出とはみなされない。

住宅建設費は、資本的支出としての民間総固定資本形成に含められ、ここでは年々の果実である家賃評価額だけが消費として計上される。

### 政府最終消費支出

政府を、政府サービスを提供する生産者としてとらえ、生産された政府サービスは、政府が自ら消費するものとしており、これが政府最終消費支出として計上される。

しかし、国公立病院の生産する医療サービスや国公立学校の生産する教育サービスのようなものは、診療代、授業料という形で生産コストの一部を受益者が負担するので、これらの支払を政府の商品・非商品の販売とみなして差引くこととしている。なお、商品とは「市場において通常生産コストをカバーする価格で販売することを意図した財貨・サービス」と定義され、非商品は「商品以外の財貨・サービス」である。

政府最終消費支出 = 政府サービスの産出額 - 商品・非商品販売

## 府内総資本形成

民間法人企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）の支出のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

中間消費と総資本形成の区別は、当該期間内において使用されつくすか、あるいは、将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。例えば、固定資産などの修理についてみると、固定資産の改造や、新しい機能の追加など、その耐用年数や生産性を大幅に増大させる支出（資本的修理）は総固定資本形成に含まれる。これに対し、単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出（経常的修理・維持）は中間消費に分類される。

## 総固定資本形成

民間法人企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、建設物（土地造成費を含む）、機械設備など、固定資本ストックの追加となる新規耐久財の購入（同種の中古品やスクラップの純販売額を控除する）であり、以下のものが該当する。

生産のために使用する建物、構築物、機械設備などの耐久財（ただし政府の取得する軍用耐久財、土地、鉱床、森林などを除く）

固定資産の維持修繕のうち、大規模な改造・更新

土地の造成・改良、鉱山、農地などの開発・拡張など

土地、鉱床、森林などの取引に際して必要なマージン、移転経費

なお、建物、道路、ダム、湾岸などの建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類される。

## 在庫品増加

企業が所有する製品、仕掛品、原材料などの棚卸資産の、ある一定期間における物量的増減を、その時点の市場価格で評価したものである。

## 財貨・サービスの移出入

移出から移入を差引いて求める。移出とは、府外に流出した商品などと府外居住者の府内における消費支出であり、移入とは府外から流入した商品などと府内居住者の府外における消費支出である。

## 統計上の不突合

府内総生産と府内総支出は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値にくいちがいが生じることがある。このくいちがいを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表示される。

本府においては、財貨・サービスの移出入（純）と一括して調整項目として処理している。

## 府外からの要素所得

府民所得から府内総生産（要素費用表示）を差し引いて求める。府民が府外から受取った雇用者所得、利子、配当などと府外へ支払った同項目の差額である。

### 4 - 4 制度部門別所得支出勘定

#### 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む）の5つの制度部門別に作成され、生産活動により生み出された付加価値がどの制度部門に分配され、さらにこれがどのように再分配及び最終消費され、その結果どれだけの貯蓄が残ったかを表したものである。

##### 非金融法人企業

金融・保険サービス以外の産業活動を行う法人企業である。

##### 金融機関

市場において金融取引に従事することを主たる業務とする企業である。

##### 一般政府

政府サービス生産者として定義される部局や事務所などである。

[4 - 1 生産系列、経済活動別府内総生産 参照]

##### 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体サービス生産者と同じ範囲をカバーするものとして取り扱う。

[4 - 1 生産系列、経済活動別府内総生産 参照]

##### 家計（個人企業を含む）

制度部門としての家計は、単に消費者としての家計のみならず、個人企業も含む。これは、個人企業の場合、企業としての経理と業主の家計としての会計が判然と区別されておらず、統計作成上両者を分離することが困難であることに加え、むしろ分離をしないままでとらえる方が個人企業家計の意志決定や行動を正確に把握できるという考え方に立っている。

## 消費者負債利子・その他の利子

家計の所得支出勘定における支払財産所得には、利子として消費者負債利子とその他の利子が計上されている。消費者負債利子は消費者としての家計が支払った利子であり、その他の利子は家計部門に含まれている個人企業が支払った利子である。

府民所得の分配においては、消費者負債利子は家計（非企業部門）の利子支払として計上され、その他の利子は個人企業の企業所得に含まれる。

## 損害保険金・損害保険純保険料

損害保険は契約による所得の移転として所得支出勘定にあらわれ、損害保険会社は純保険料を受取り、保険金を支払う。純保険料とは受取保険料から損害保険会社の経営コストを差引いたものであり、したがって保険金と等しい額になる。

## 直接税

労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税及び各経済主体が保有する金融資産、財産に課せられる租税、家計による財貨の所有ないし使用に課せられる租税をいう。

なお、直接税と間接税の区分は、それが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区分される。

(例) 所得税、法人税、府市町村民税、家計の負担する自動車関係諸税など

## 罰金・強制的手数料

罰金は、すべての経済主体が支払う罰金と科料である。

(例) 懲罰及び没収金、延滞金、加算金、科料など

強制的手数料は、経済主体がある種の行為を行う場合に、政府が政策的な視点から強制的なサービスを受けさせ、手数料を取るもののうち家計の支払う分をいう。

(例) 自動車免許交付料、証明書交付手数料等

## 社会保障負担

雇用者によって直接負担されるか、雇主によって間接的に負担されるかにかかわらず、一般政府の一部門である社会保障基金に対する家計の負担である。このうち雇主から社会保障基金に直接支払われる分は、まず雇用者所得として家計の受取に計上され、ついで家計が社会保障基金に支払うものとみなされる。

(例) 政府管掌健康保険、国民健康保険、厚生年金、国民年金、共済組合などの保険料など

## 社会保障給付

一般政府の一部門である社会保障基金(国民健康保険、国民年金、共済組合など)から家計に対して支払われる社会福祉的な給付である。これには健康保険による無償の治療のように直接家計に現金で支払われないものも含まれる。

## 社会扶助金

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計への移転のうち、社会保障給付や無基金雇用者福祉給付以外のものである。

(例) 一般政府・・・生活保護費、交付国債、遺族年金、恩給など

対家計民間非営利団体・・・無償の奨学金、医療サービスなど

## 無基金雇用者福祉給付及び帰属負担

社会保障基金、金融機関(信託、保険)共済制度などの外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせずに雇主が雇用者に支払う傷害補償金、年金、家族手当、退職手当などの福祉的給付である。この給付は所得支出勘定において、企業等の支払、家計の受取に計上されるが、雇用者所得にもこの支払が含まれているので、二重計算を避けるため、同額を無基金雇用者福祉帰属負担として、家計から企業等への移転として取り扱うという帰属計算を行っている。

## 対家計民間非営利団体への経常移転

対家計民間非営利団体が、家計、企業、政府から受取る寄付、補助金、会費であり、対家計民間非営利団体の活動をまかなうための主たる収入源となっている。

## その他の経常移転

各制度部門が支払う「対家計民間非営利団体への経常移転」以外の寄付金、負担金、貸倒金、家計間の仕送り金、贈与金をはじめとして、他では表示されないあらゆる経常移転取引の受払が含まれる。

## 貯蓄

各部門の雇用者所得、営業余剰の受取や各種の経常移転の受取からなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転の支払からなる経常的支出を差引いた残差として定義される。

## 4 - 5 資本調達勘定（実物資産）

実物資産勘定と金融資産勘定とに二分されるが、そのうち本府では実物資産勘定のみを行っている。

実物資産勘定は、総固定資本形成、在庫品増加、土地の購入（純）という実物資産の蓄積の姿を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにする。原資としては、所得支出勘定において残差として求められた貯蓄、モノの生産の結果生み出された付加価値の一部である固定資本減耗及び他の部門から資産の購入のために反対給付なしに受取る資本移転（純）からなる。この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば、貯蓄投資差額がプラスになり、資金の貸付が増えることになる。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば、貯蓄投資差額がマイナスとなり、資金の借入が増えることになる。

## 総固定資本形成

固定資産のための商品増加に要した支出額から同じく固定資産の中古品及びスクラップの純販売額（販売額 - 購入額）を差引いた額である。

## 土地の購入

土地の購入額から土地の売却額を差引いて求める。前述の総固定資本形成の算出の際の用地費と決算書に明示される不動産購入費の合計から補償金を控除したものである。

## 資本移転

反対給付を伴わない移転であって、それによって受取側の経常所得が増加せず、また、支払側も経常所得が減少しないものである。

前述の経常移転との区分が問題となるが、移転が何の目的で行われたか、その資金源は何か、支払者、受取者のいずれからみてその頻度がどのくらいのものかなどを基準にして定める。また、一方の当事者からみれば資本移転であるが、他の当事者からみれば経常移転であるというような混合



的移転については資本移転に扱う。したがって、資本移転は移転のうちで残差的なものである。

## 貯蓄投資差額

「総資本調達」から「総固定資本形成」、「土地の購入（純）」を控除したものである。

## 4 - 6 関連指標

### 経済成長率

府経済の成長を包括的に表示するものであって、府内総生産（＝府内総支出）の対前年度増加率による。その年度の市場価格で表示する名目値と、物価変動による影響を除去した実質値の2種類がある。

### 1人当たり府民所得

府民所得を府の総人口で除したもので、府民の所得水準をあらわすのに用いる。

### 総人口

各年10月1日現在の総務庁推計人口による。ただし、国勢調査年はそれによる。

### 遡及改訂

県民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には、毎年実施されないものも多く、実施されない中間年次については、便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表された時は、そのデータを使って過去に遡って修正することになる。また、国民経済計算が5年ごとに基準改訂されるので、それに合わせた改訂も必要となる。さらには、精度向上を図るため、推計方法についても絶えず見直しを行っているので、これも遡及改訂を行う理由となっている。

このように、県民経済計算は、新しい年次の推計結果が公表されると、併せて過去の各年次の数値についても遡って改訂を行っているので、利用に当たっては注意が必要である。

### 帰属計算

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

例えば、「持家の帰属家賃」は、実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。自己住宅所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、したがって帰属家賃は、生産面では不動産業を営む個人企業の生産額に含まれ、分配面ではその営業余剰は個人企業所得に含まれ、支出面では家計消費支出に含まれる。

## 消費税の取扱い

県民経済計算では、平成元年度から導入された消費税を間接税の一部として取り扱うこととし、すべての財貨・サービスのフローについて、消費税込み（グロス価格）で付加価値等をとらえ、その上で、支出系列から求めた投資の過大評価分である「設備投資及び在庫投資にかかる控除額」を生産系列において、欄外で「その他」として一括控除する「修正グロス方式」により推計を行っている。

## 在庫品評価調整

県民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫品増加は、当該棚卸資産の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法など企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。したがって期末在庫残高から期首在庫残高を差引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格の差による分（一種のキャピタル・ゲインあるいはロス）も含まれている。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。在庫品評価調整は、生産面では産業別に営業余剰で、分配面では企業所得で、支出面では在庫品増加で行われる。

## 経済活動別分類と部門別分類

県民経済計算のように、マクロ経済量を取り扱う計算体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。その場合、いくつかの観点からの分類基準が考えられるが、この体系においては経済のモノ（財貨・サービス）の流れに関する生産及び消費支出では「経済活動別分類」、カネ（所得、金融）の流れに関する所得支出勘定では「制度部門別分類」と、2種類の分類を使い分けている。

「経済活動別分類」は、生産過程を分析するための分類であり、生産技術、費用、販売面における等質性を重視している。この分類では、事業所を基本単位として、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者に大別している。

「制度部門別分類」は、所得の受払と消費並びに資産の運用と資金の調達を分析するための分類であり、所得の処分や資金調達に関する意思決定面での等質性を重視している。この分類では、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む）に分類している。

二つの分類の対応関係は、図2のとおり

図2 経済活動別分類と制度部門別分類との関係

